

佐竹台地区連合自治会  
第28回 総会 議案書  
－抜粋版－

1. 開会の辞
2. 会長の挨拶
3. 議長指名
4. 議事
  - (1) 2023 年度事業報告
  - (2) 2024 年度体制（案）
  - (3) 2024 年度事業計画（案）
5. 新役員挨拶
6. 議長解任
7. 閉会の辞

2024年（令和6年）5月10日（金）

佐竹台市民ホール

# (1) 2023 年 (令和 5 年) 度事業報告

## A. 佐竹台地区

### 1. 諸行事

行事名	開催日	開催場所
佐竹台夏まつり	新型コロナウイルス感染症のため中止	—
手持ち花火大会	8月3日、8月4日	佐竹台小学校
市民体育祭	10月8日(日)	佐竹台小学校
佐竹台もちつき大会	餅つきスタッフ揃わず中止(注)	—
歳末パトロール	12月28日(木)	佐竹台地区
佐竹台新春交歓会	新型コロナウイルス感染症のため中止	—
全市一斉合同防災訓練	新型コロナウイルス感染症のため中止	—
人権啓発推進研修会	佐竹台代表者ご逝去で中止	—

(注) 青少年対策委員会主催で小学生と保護者対象、申込制の餅つきを実施(2024年1月)

### 2. 高齢者支援活動

- ・百才体操、健康体操、各種講座への参加および市民ホールを訪問する都度スタンプを押す。スタンプが4ヶ貯まるごとにコーヒー、ジュース等をサービス
- ・高齢者の体操、各種行事への参加・出席の増加さらに日常の散歩・体力維持に貢献

### 3. 総会、定例会(開催日:各月第二金曜日)

- ・連合自治会総会 : 5月12日(金)
- ・連合自治会定例会 : 4月14日、6月9日、7月14日、9月8日、10月13日、11月10日、12月8日、2月9日、3月8日(8月、1月は休会)

## B. 南千里5地区

行事名	開催日	開催場所
少年を守る南千里大会	7月15日(土)	南千里プラザ2階
グラウンドゴルフ大会	11月23日(木)	高野台中学校
ラストサマーフェスティバル	新型コロナウイルス感染症のため中止	—
新春交歓会	1月7日(日)	南千里プラザ2階
とんどまつり	1月14日(日)	南千里公園

## (2) 2024 年度（令和 6 年）体制（案）

### 1) 佐竹台地区連合自治会役員（敬称略）

役 職	氏 名	担 当	所 属 自 治 会
会 長		-	
副会長		-	
		-	
理 事		庶 務	
		会 計	
監 事		会計監査	
		会計監査	

### 2) 連合自治会事務局（敬称略）

役職、名称	氏 名	担 当	所 属 自 治 会
事務局	荒木 秀子	行事	千里 11 棟会
	尾崎 秀顕	行事	プレミスト千里佐竹台
	咲間 稿一	音響全般	竹美会
	井上 聖子	会計	西幸睦会
	大下 沙織	会計	商店会
	橋口 理香	行事	-
	吉田 知子	行事	-
	池上 透	IT、HP 全般	さつき会
地域行事 サポーター	岡田 由紀子	行事全般	ウェリス・ジオ
	大江 富江		佐竹会
	大驛 俊介		プレミスト千里佐竹台
	奥 明洋		西佐竹台
	寛紀 尚子		-
	木戸 諒介		西幸睦会
	古野 隆		セレッソコート

### 3) その他（敬称略）

竹見台児童センター	篠田 美智子（留任）
南千里地区公民館	山名 和子（留任）

### (3) 2024 年（令和 6 年）度事業計画（案）

#### A. 佐竹台地区

##### 1. 諸行事

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
手持ち花火大会	8月初	佐竹台小学校
連合自治会交流会	未定	佐竹台市民ホール
市民体育祭	10月13日（日）	佐竹台小学校
佐竹台もちつき大会（注）	未定	佐竹台小学校
歳末パトロール	12月28日（土）	佐竹台地区
全市一斉合同防災訓練	1月15日	佐竹台市民ホール
人権啓発推進研修会	3月	未定

（注）餅つきスタッフ（各種団体、各自治会、PTA、保護者他）が揃えば実施

##### 2. 高齢者支援

- ・チャレンジカード事業の継続
- ・高齢者対象行事の支援（お出かけごはん他）

##### 3. 地域活動支援

- ・クールオアシスの継続
- ・地域活動行事の支援

#### B. 南千里 5 地区

行 事 名	開 催 日	開 催 場 所
少年を守る南千里大会	7月14日（日）	南千里プラザ 2 階
ラストサマーフェスティバル	8月31日、9月1日	南千里駅前広場
グラウンドゴルフ大会	11月23日（木）	桃山台小学校
新春交歓会	1月初	南千里プラザ 2 階
とんどまつり	1月14日（火）	南千里公園

## 《 佐竹台地区連合自治会会則 》

### (各称及び事務所)

第 1 条 本会は佐竹台地区連合自治会と称し、事務所を佐竹台市民ホール内に置く。

### (目的)

第 2 条 本会は、自治会相互の連携をもって、住民福祉及び生活環境の向上に寄与することを目的とし、行政及び関係機関・団体と相協力し、綿密な連絡調整を図る。

### (組織)

第 3 条 本会は、佐竹台地区にある各自治会をもって組織する。

### (役員)

第 4 条 本会に下記の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	若干名
理 事	2 名
監 事	2 名
相談役	若干名

### (役員を選出及び任期)

第 5 条 役員は、第 3 条により構成された現代表もしくはかつての代表の中から、前記現代表が選出し任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。また会長は副会長経験者から選出する。なお、相談役については第 4 条の役員の推薦によるものとする。

### (役員の仕事)

第 6 条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは会長の仕事を代行する。
3. 理事のうち、庶務担当理事は本会の仕事を担当する。
4. 理事のうち、会計担当理事は本会の会計を担当する。
5. 監事は、会計を監査する。

### (総会)

第 7 条 本会は、年 1 回の総会を開催する。

### (定例会)

第 8 条 本会は、各自治会代表者をもって構成し、毎月 1 回定例会を開催する。

### (専門部会)

第 9 条 本会において必要と認めた場合は、定例会の承認のもと専門部会を設けることができる。

### (運営経費及び会計)

第 10 条 本会の運営経費は、自治会の会費及び寄付金その他をもって充てる。

(会費は、年間 1 戸当たり 500 円)

2. 会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、会計担当理事は収支決算を本会に報告し、承認を受けるものとする。

### (補則)

第 11 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、役員会で審議し定例会で決定する。

### (付則)

1. 本会則は、平成 9 年 5 月 16 日から施行する。
2. 本会則を改正するに、総会出席者の 2 分の 1 以上の同意を要する。
3. 本会則は、平成 14 年 5 月 17 日から改正施行する。
4. 本会則は、平成 30 年 5 月 13 日から改正施行する